

がないままに、CLAIR から交付税額の引き上げを前提とした会費引き上げの第一報がメール本文であり、混乱が生じた。

各府省からの第1次回答

JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全6ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。

化協会JETプログラム事業部長)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪府、大阪市、大村市、宮崎市

- 2019年度以降の外国青年招致事業にかかる会費額の見直しがあり、今年度は一人当たり1万円増額されたが、既に当初予算が決定した後の周知であった。予算に関わるものであり、早期の周知が必要であると考える。
- 当県内で新規導入を検討していた自治体から、新規配置要望の照会がきてから内部で調整をしたが間に合わず、来年度改めて検討するという意見が複数あった。早期に検討を始めていれば要望をできた可能性がある。

各府省からの第1次回答

JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全6ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。

根拠法令等

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)第11条第1項第6号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号に規定する総務大臣の定める要件を定める件(平成7年12月8日自治省告示第209号)
(参考)
政府調達に関する協定を改正する議定書第13条1(h)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、熊本市

- システム構築等業務の調達に関しては、高度な知識・技術、創造性、構想力等が必要とされ、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける場合であっても、プロポーザル方式での調達の必要性がある。
- システム構築など高度に専門性を有する案件は、自治体が仕様書を作成し競争入札に付すよりも、業者から提案をいただいたものを審査し優れた提案を行った者と契約した方がより高い成果が期待できる場合がある。

各府省からの第1次回答

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)(以下、「地方特例政令」)は、平成7年の政府調達に関する協定(以下、「政府調達協定」)及び平成26年の政府調達に関する協定を改正する議定書により改正された政府調達協定(以下、「改正政府調達協定」)を実施するために地方自治法施行令の特例を設けるとともに必要な事項を定めた政令である。
地方特例政令第11条第1項第6号については、政府調達協定15条1(j)(現行は改正政府調達協定第13条1(h))を受けて規定されたものである。当時、都道府県等(政府調達協定付表2機関)による調達に関連した当該協定は、建設に係る設計が対象と説明されており、当時の質疑応答においても当該提案と同趣旨の質問に対して「この規定は建築物の設計を目的とするものに限られるものであり、質問の事例(情報処理システムの開発等)はいずれも該当しない」と明確に回答されていることもあり、当該規定について建築物の設計以外を対象することはできない。
(なお、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号は、プロポーザル方式を排除していない。)